指名停止処分について

１　趣　旨　　業務に関する法令違反による指名停止処分

２　業　者　　株式会社大林組　代表取締役　佐藤　俊美
東京都港区港南２－１５－２

３　期　間　　令和８年 10 月 16 日から令和９年１月 15 日まで（３カ月間）

４　概　要　　上記業者が代表構成員を務める共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」において、令和６年 10 月４日に発生した労働災害に関し、上記業者の社員が所轄の労働基準監督署へ事実と異なる説明を行っていた。この結果、上記業者及当該社員が、労働安全衛生法違反により罰金の略式命令を受けた。

このことは、坂出市建設工事指名停止等措置要領別表第２５号（業務に関する法令違反）に該当するため指名停止を行う。